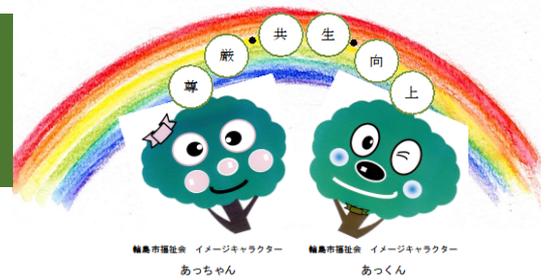


広報 あての木園



社会福祉法人輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地（法人本部）

秋の運動会



大食堂にて

■社会福祉法人輪島市福祉会の歩み

- 平成29年04月01日 (社会福祉法改正) 訪問入浴介護センターを(堀町9字25番地)移転, 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA(元気デイ・堀町), 通所型サービスC(筋トレ・三井町)開始, 総合相談事業受託(三井町、鶴巣、鳳至、海士)
- 平成29年06月15日 グリーンカフェ(認知症カフェ)開始(堀町)
- 平成29年09月01日 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに基づきICカードによる出退勤管理の開始
- 平成29年09月11日 第7期改修工事着手(三井町)
- 平成29年12月02日 第7期改修工事完了(三井町)
- 平成29年12月20日 グリーンカフェ(認知症カフェ)開始(三井町)
- 平成30年03月07日 輪島市内における社会福祉法人連携による取組開始

社会福祉法人輪島市福祉会

■社会福祉法人輪島市福祉会 理事及び評議員

理事長：中山勝

理事：前田裕子,上畠忠雄,濱中勝利,上野吉邦,今井善弘,田尻佳代子,谷口広之

評議員：杉窪厚子,曾又博史,細川正雄,池端政義,中村悦子,橋爪美土里,橋本幸男,田中昭二,
山岸順子,七尾幸子

■平成29年度 決算報告書

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増 減	科目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	293,124,513	295,932,792	-2,808,279	流動負債	31,838,209	23,406,995	8,431,214
現金	36,660	0	36,660	事業未払金	9,627,253	9,403,820	223,433
預金	195,720,944	201,057,861	-5,336,917	その他の未払金	9,169,037	7,333,256	1,835,781
業積金	97,158,724	92,647,227	4,511,497	預り金	3,621,006	1,977,449	1,643,557
立替金	208,185	235,092	-26,907	職員預り金	9,420,913	4,692,470	4,728,443
前払金		1,992,612	-1,992,612				
仮払金		0	0				
固定資産	1,448,981,460	1,499,866,460	-50,885,000	固定負債	22,400,000	33,600,000	-11,200,000
基本財産	675,316,252	710,222,235	-34,905,983	設置資金	22,400,000	33,600,000	-11,200,000
建物	675,316,252	710,222,235	-34,905,983				0
その他資産	773,665,208	789,644,225	-15,979,017	負債の部合計	54,238,209	57,006,995	-2,768,786
土地	0	0	0	純 資 産 の 部			
建物	306,352,920	308,864,072	-2,511,152	基本金	215,509,000	215,509,000	0
構築物	476,501	494,501	-18,000	第1号基本金	215,509,000	215,509,000	0
機械及び装置	52,313,402	54,059,955	-1,746,553	国庫補助金等積立金	381,399,518	406,079,143	-24,679,625
車両運搬具	17,157,578	12,230,518	4,927,060	その他の積立金	356,970,000	376,970,000	-20,000,000
器具及び備品	36,435,707	36,132,178	303,529	施設貯蓄積立金	348,970,000	368,970,000	-20,000,000
ソフトウェア	3,959,100	893,001	3,066,099	補助積立金	8,000,000	8,000,000	0
施設貯蓄積立金	348,970,000	368,970,000	-20,000,000				0
補助積立金	8,000,000	8,000,000	0				0
			0	次期繰越損込差額	733,989,246	740,234,114	-6,244,868
			0	(うち前期繰越差額)	-26,244,868	305,931,589	-332,176,457
			0	純資産の部合計	1,687,867,764	1,738,792,257	-50,924,493
資産の部合計	1,742,105,973	1,795,799,252	-53,693,279	負債及び純資産の部合計	1,742,105,973	1,795,799,252	-53,693,279

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | ・保有無し |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | ・建物並びに器具及び備品等 一定額法 |
| (3) 引当金の計上基準 | ・引当金の計上無し |

社会福祉法人輪島市福祉会

2. 重要な会計方針 平成23年7月27日改正 社会福祉法人会計基準による
3. 採用する退職給付制度 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- (1) 特別養護老人ホームあての木園拠点区分財務諸表 (第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(第2号の3様式) ア 特別養護老人ホームあての木園 イ あての木園短期入所センター ウ あての木園デイサービスセンター エ あての木園訪問介護センター オ あての木園訪問入浴介護センター カ あての木園居宅介護支援事務所 キ あての木園配食サービス ク 認知症対応型デイサービス
- (3) 拠点区分資金収支明細書は、第1号の3様式

5. 基本財産の増減の内容及び金額 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物	710,222,235		34,905,983	675,316,252
定期預金				
投資有価証券				
合計	710,222,235		34,905,983	675,316,252

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩し 24,679,625円

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産 建物(基本財産) 574,315,224円

担保している債務の種類および金額は 設備資金借入金 22,400,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位：円)

固定資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,408,115,470	732,799,218	675,316,252
建物	423,907,462	117,554,542	306,352,920
構築物	1,300,000	823,499	476,501
機械及び装置	96,564,230	44,250,828	52,313,402
車輛運搬具	53,218,026	36,060,448	17,157,578
器具及び備品	97,404,282	60,968,575	36,435,707
ソフトウェア	9,407,750	5,448,650	3,959,100
合計	2,089,917,220	997,905,760	1,092,011,460

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位：円)

債権の種類	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	97,158,724	0	97,158,724
未収補助金	0	0	0

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当無し

11. 関連当事者との取引の内容 該当無し

社会福祉法人輪島市福祉会

12. 重要な後発事象

該当無し

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財 産 目 録 (平成 30 年 3 月 31 日現在)		単 位 : 円
資 産 ・ 負 債 の 内 訳		金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金		36,660
預金 (普通預金・北国銀行輪島支店)		195,720,944
一般会計	施設、施設(預り金)、短期入所、通所介護、居宅支援、訪問入浴、訪問介護、配食、認知症対応型通所介護	
事業未収金		97,158,724
一般会計	施設、短期入所、通所介護、居宅支援、訪問入浴、訪問介護、配食サービス、認知症対応型通所介護(2・3月分介護報酬等)	
立替金	施設	208,185
一般会計	施設(入居者医療費等)	208,185
流動資産合計		293,124,513
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
建物		675,316,252
	特別養護老人ホームあての木園、あての木園短期入所事業所、あての木園通所介護事業所、あての木園居宅介護支援事務所、認知症対応型通所事業所	
基本財産合計		675,316,252
(2) その他の固定資産		
建物		306,352,920
構築物		476,501
機械及び装置		52,313,402
車輛運搬具		17,157,578
一般会計	施設(4台)短期入所(2台)通所介護(2台)居宅支援(2台)訪問入浴(1台)訪問介護(6台)配食(1台)認知症対応型通所介護(3台)	
器具及び備品		36,435,707
ソフトウェア		3,959,100
施設拡充等積立預金	(決済用普通預金・北国銀行輪島支店)	348,970,000
輪島市福祉会基金	(定期預金・北国銀行輪島支店)	8,000,000
その他の固定資産合計		773,665,208
固定資産合計		1,448,981,460
資産合計		1,742,105,973
II. 負債の部		
1. 流動負債		

社会福祉法人輪島市福祉会

事業未払金		9,627,253
一般会計	施設(3月分一括支払分)認知対応型通所介護(3月分一括支払分)	
その他の未払金		9,169,037
職員預り金		9,420,913
一般会計	施設(3月分社会保険料等)	9,420,913
預り金		3,621,006
一般会計	施設(労働保険料過年度振替分等)	3,621,006
流動負債合計		31,838,209
2. 固定負債		
設備資金借入金	(独立行政法人福祉医療機構)	22,400,000
固定負債合計		22,400,000
負債合計		54,238,209
差引純資産		1,687,867,764

資金収支計算書(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	647,249,341
		借入金利息補助金収入	27,012
		経常経費寄附金収入	876,460
		受取利息配当金収入	3,403
		その他の収入	1,158,841
	事業活動収入計(1)		649,315,057
	支出	人件費支出	438,517,612
		事業費支出	77,930,196
		事務費支出	105,811,533
		利用者負担軽減額	354,657
支払利息支出		588,000	
事業活動支出計(2)		623,201,998	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		26,113,059	
施設整備等による収支	収入	0	
	施設設備等収入(4)		0
	支出	設備資金借入金元金償還	11,200,000
		固定資産取得支出	46,152,552
	施設整備等支出計(5)		57,352,552
施設設備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-57,352,552	
その他の活動による収支	収入	積立金取崩収入	20,000,000
		サービス区分間繰入金収入	35,800,000
	その他の活動収入計(7)		55,800,000
	支出	サービス区分間繰入金支出	35,800,000
	その他の活動支出計(8)		35,800,000

社会福祉法人輪島市福祉会

	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,000,000
	予備費支出(10)	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-11,239,493
	前期末支払資金残高(12)	272,525,797
	当期末支払資金残高(11)+(12)	261,286,304

事業活動計算書 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	647,249,341
		経常経費寄附金収益	876,460
	サービス活動収益計(1)		648,125,801
	費用	人件費	438,517,612
		事業費	77,930,196
		事務費	105,811,533
		利用者負担軽減額	354,657
		減価償却費	77,037,552
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-24,679,625
	サービス活動費用計(2)		674,971,925
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		-26,846,124	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	27,012
		受取利息配当金収益	3,403
		その他のサービス活動外収益	1,158,841
	サービス活動外収益計(4)		1,189,256
	費用	支払利息	588,000
	サービス活動外費用計(5)		588,000
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		601,256
経常増減差額(7)=(3)+(6)		-26,244,868	
特別増減の部	収益	その他の特別収益	35,800,000
		特別収益計(8)	
	費用	その他の特別損益	35,800,000
		特別費用計(9)	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		-26,244,868	
繰越活動増減差額の部	前期末繰越活動増減差額(12)		740,234,114
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		713,989,246
	基本金取崩額(14)		0
	その他の積立金取崩額(15)		20,000,000
	その他の積立金積立額(16)		0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		733,989,246

■平成29年度 事業報告について 基本的事項 『尊厳』『共生』『向上』

■『尊厳』では、第7期改修工事として、昭和61年開設の特別養護老人ホームの居室(9ヶ所)の改修を行いました。また、自立支援介護の取り組みも継続的に行い、トイレでの排せつや歩行できるような支援、普通食が摂取できるように取り組みました。また、適切な看取りケアに取り組めるように偲びのカンファレンスを通しながら看取りケアの充実に取り組みました。平成28年8月に開設した認知症対応型通所介護事業も軌道にのり、地域住民として社会と交流できる認知症ケアを提供しました。

■『共生』では、三井地区、鳳至地区の高齢者に対して訪問や無料相談、ショッピングセンター内における『しせつの窓口』で一般市民を対象とした無料相談を行い、平成29年度より新たに薬剤師も相談に加わりました。また、6月から認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として堀町でグリーンカフェ(認知症カフェ)を月2回実施、12月からは三井町でグリーンカフェ(認知症カフェ)を月1回実施することを始めました。認知症の理解を深めるため今後も取り組んでいきます。そして、3月には輪島市社会福祉協議会が事務局となり輪島市内の社会福祉法人が連携し、協働で出前講座を実施しました。地域貢献事業の一環として今後輪島市内の社会福祉法人で検討を重ねながら公益的な取組に取り組んでいきます。

■『向上』では、4月から訪問入浴介護センターの事務所を堀町に移転し、サービス提供の効率化と車輜での移動時間の短縮を図りました。同じくサービスの効率化を図るため、三井町で行われていた元気デイを介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAとして、あての木園ふげしデイサービスセンター(堀町)1ヶ所で実施し、専従職員を配置し専門的な介護予防に取り組みました。また、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスCについてはあての木園デイサービスセンター(三井町)で実施しました。その他介護機器の導入として腰支援型の介護ロボットを3月から5台導入しました。

■『人材確保』として、高校新卒者1名、随時採用で介護福祉士3名、無資格者1名、臨時職員3名、定年後継続雇用職員1名の合計9名採用できました。退職者は職員1名、継続雇用職員1名(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、認知症管理者研修修了)、臨時職員4名(介護福祉士1名含む)、定年退職者2名の合計8名でした。

■『労務管理』として、9月より適切な職員の勤務時間を管理するためICカードによる労働時間の管理、一般事業主行動計画の見直しを図り、ワークライフバランスに組みました。

■『自然災害対策』として1月からの寒波、大雪から、業者に頼らない除雪作業を実施するために除雪機の購入、高齢者の孤立感の解消を図ることや外出支援のために可能な限り事業継続に取り組みました。断水による水の確保のため、行政との連携や報告のあり方についても検討でき記録することもできました。起こりうる自然災害に対して適切な対応を図るため非常災害対応訓練を月1回開催しました。

■理事会・評議員会の開催状況

【理事会】

- 第1回 平成29年 5月26日(月曜日)(理事総数9名中、9名出席)(監事総数2名中、2名出席)
- 第2回 平成29年 6月23日(金曜日)(理事総数8名中、8名出席)(監事総数2名中、2名出席)
- 第3回 平成29年 9月28日(木曜日)(理事総数8名中、6名出席)(監事総数2名中、1名出席)
- 第4回 平成29年12月26日(火曜日)(理事総数8名中、7名出席)(監事総数2名中、2名出席)
- 第5回 平成30年 3月20日(火曜日)(理事総数8名中、6名出席)(監事総数2名中、2名出席)

【評議員会】

- 定時評議員会 平成29年 6月15日(木曜日)(評議員総数10名中、9名出席)
- 第2回 評議員会 平成30年 3月28日(水曜日)(評議員総数10名中、7名出席)

■法人監査：平成28年度 決算監査 平成29年5月24日

■財務運営

独立行政法人福祉医療機構より借入の、施設整備資金平成29年度償還元利金11,200,000円は、県の補助金及び介護報酬収入等を充当して予定どおり償還しました。

■特別養護老人ホーム利用者の推移

平成29年度中の延べ利用者数は35,791人、一日平均98.05人でした。

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
利用者数	35,206	35,118	35,853	35,435	35,781	35,543	35,791

■必要な方に入所してもらうための取り組み

石川県指定介護老人福祉施設入所指針に基づいて入所を判定しています。また、必要時に特例入所への対応も行いました。毎月の入居判定委員会は第三者委員に参加してもらっています。要介護度の高い方(要介護度4、又は5)ほど入所しやすく、また、入所申込から1ヶ月未満で入所する割合が約32%、3ヶ月以内になると約62%となり、入居待機期間も短くなっています

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	%
要介護1	0	0	0	2	0	0	0	2	0.897
要介護2	0	1	0	1	1	0	2	5	2.242
要介護3	6	6	1	1	1	1	0	16	7.175
要介護4	20	13	4	9	14	22	18	100	44.843
要介護5	10	14	12	20	16	12	16	100	44.843
合計	36	34	17	33	32	35	36	223	

(人)

・入所に至るまでの期間

申し込んで1年以上経過して入所された方は平成29年度はいませんでした。施設入所の申し込みをされて3ヶ月未満に入所された方は66.66%でした。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	%
1ヶ月未満	14	10	3	8	12	15	10	72	32.287
1ヶ月以上~3ヶ月未満	12	17	5	4	7	10	14	69	30.942
3ヶ月以上~6ヶ月未満	6	6	4	10	3	6	9	44	19.731
6ヶ月以上~1年未満	3	0	5	8	4	2	3	25	11.211
1年以上	1	1	0	3	6	2	0	13	5.829

■自立支援介護の取り組み

介護力向上講習会フォローアップ講習会に参加し水分ケア、排せつケア、運動、食事ケアに取り組みました。その結果入居者の入院が減り、身体機能の維持向上が図られ要介護度が軽くなる方もでてきました。平均介護度も徐々に改善がみられるようになり、平成28年度の平均介護度4.0から平成29年度は3.9と0.1改善されました。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
要介護1	4.6%	2.7%	2.3%	3.1%	3.5%	3.32%	3.84%	2.76%
要介護2	5.2%	4.7%	3.6%	5.6%	5.7%	5.53%	6.15%	7.62%
要介護3	17.5%	10.6%	10.4%	8.2%	9.1%	14.38%	15.68%	20.22%
要介護4	25.2%	31.1%	34.4%	31.7%	30.4%	26.13%	32.83%	38.57%
要介護5	47.5%	50.9%	49.3%	51.4%	51.2%	50.63%	41.50%	30.83%
平均介護度	4.1	4.2	4.3	4.2	4.2	4.2	4.0	3.9

社会福祉法人輪島市福祉会

■利用者の日常生活状況

〔平成30(2018)年3月31日現在〕

移動動作、食事動作、排泄動作、整容動作、車いす使用に関しては、一部介助の方が増えた傾向が見られます。特に食事動作では、一部介助と全部介助の対象者の変化が多いです。ただし、入浴動作、着脱衣動作については全部介助の方が増えてきております。

区分 (単位：人)	移 動			食 事			排 泄			入 浴			着 脱 衣		
	自立	一部 介助	全部 介助	自立	一部 介助	全部 介助									
平成29年現在実数	13	36	51	37	42	10	7	40	53	0	22	78	4	24	72
平成28年現在実数	23	20	54	39	36	22	8	41	48	0	20	77	4	20	73
平成27年現在実数	19	11	65	50	12	33	14	26	55	1	34	60	4	33	58
平成26年度末実数	24	9	61	49	14	31	12	30	52	1	35	58	4	42	48

区分 (単位：人)	整容			意思疎通			寝返り			車いす使用		
	自立	一部 介助	全部 介助	自立	一部 介助	全部 介助	自立	一部 介助	全部 介助	自立	一部 介助	全部 介助
平成29年現在実数	8	49	43	31	40	29	28	22	50	4	21	27
平成28年現在実数	4	34	59	33	38	26	36	13	48	16	17	50
平成27年現在実数	2	42	51	26	32	37	30	19	46	16	14	52
平成26年度末実数	1	42	51	20	40	34	43	15	36	15	10	55

■退所された方の状況について

要介護5の方が一番多く、次に要介護4の方となっており、退所する方の80%を占めています。退所する理由として最も多いのが死亡で、次に長期入院のため退所される方、他の施設に入所する方となっています。自宅に帰られた方も1名います。死亡にて退所された方の場所としては、病院又は当施設が多くなっています。

区分		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
退所された方の要介護区分	要介護1	1	0	0	0	1	1	1	2
	要介護2	0	0	0	0	2	2	2	1
	要介護3	0	3	3	0	2	2	2	2
	要介護4	7	11	11	6	8	7	8	12
	要介護5	11	21	20	12	21	19	21	19
	合計	19	35	34	18	34	31	34	36
退所された理由	死亡	18	32	28	15	30	24	31	30
	長期入院	1	3	5	3	2	6	3	4
	他施設に入所	0	0	1	0	2	0	0	2
	在宅復帰	0	0	0	0	0	1	0	0
	合計	19	35	34	18	34	31	34	36
死亡された方の場所	病院	8	13	8	1	4	3	2	3
	当施設	10	18	20	14	26	21	29	27
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0
	合計	18	32	28	15	30	24	31	30
看取り介護実績		—	—	—	9	18	13	13	10

■看取りケアの取り組みについて

死亡にて退所された方が30人のうち10人の方に看取りケアが提供できました。看取りケアの充実のため、看取り指針の見直しや偲びのカンファレンスを実施し、積極的に見直しに取り組んでいきます。また、より専門的なサービスの提供ため、平成24年度に歯科衛生士1名を配置、平成25年度に看護師1名を配置、平成26年度に看護師1名を配置、平成28年度に看護師1名を配置、平成29年度に管理栄養士1名を配置しました。

【看取り期の判断について】

●看取り介護は、日常的ケアの延長であるため、特に「いつから看取り介護にはいるのか」という区切りをつけるということではありません。むしろ日常的ケアの中で、死に向かっているという利用者自身の発している「サイン」をも逃すことなくキャッチし、入所者や家族が後悔することにならないよう、安らかに過ごせるような支援を目指します。

■施設入居者の週間プログラム

以下のプログラムは施設での生活の目安ですので、個別の要望等があれば、個別の対応をしております。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
06:00	起床・洗面						
07:00~	食堂へ移動						
07:30~	朝食						
	□口腔清潔						
09:00~	自由時間 ・休憩 等						
10:00~	○入浴（臥床式浴槽・座位式浴槽・一人風呂で入浴）						
	○おやつ ○クラブ活動・レクリエーション ○集団体操 ○自由時間及び休憩						
	○個別的な活動						
	食堂へ移動						
11:30~	昼食						
	□口腔清潔						
	自由時間						
	休憩 等						
13:30~					回診		
14:00~	○入浴（臥床式浴槽・座位式浴槽・一人風呂で入浴） ○おやつ ○クラブ活動・レクリエーション ○集団体操 ○自由時間及び休憩 ○個別的な活動						
16:30~	食堂へ移動						
17:00~	夕食						
	□口腔清潔						
	○自由時間及び休憩 ○個別的な活動						
21:00~	消灯						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■鍼灸マッサージ師によるマッサージ（週1回） ■歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケア指導（月2～3回） ■歯科医師による歯科診療（毎月） ■理学療法士によるリハビリ巡回指導（月2回） ■行事やボランティアによる催し物 など 						

社会福祉法人輪島市福祉会

■施設入居者の状況

〔平成30(2018)年3月31日現在〕

期間 年齢	年齢及び利用期間								利用者数合計	
	6か月未満		6か月～1年未満		1年以上～5年未満		5年以上			
～64歳	0		0		2		0		2	
65～69歳	0		0		1		0		1	
70～79歳	0		4		5		1		10	
80～89歳	7		3		21		12		43	
90歳以上	8		2		21		12		43	
平均年齢	男性	83.9歳	女性	88.8歳	平均入居期間(か月)		男性	33.6ヶ月	女性	44.7ヶ月
	合計平均		87.6歳				合計平均		42.1ヶ月	
男性最高齢者 100歳 女性最高齢者 104歳										

■苦情の受付状況 集計(平成21年度～平成29年度)

(単位：件)

区分 年度	苦情受付件数	苦情の内容(左記の内訳)						苦情の改善状況				
		わかる事項	ケアの内容に関する事項	態度	職員の言動又は	扱に関する	個人の嗜好・選	律に関する	制度、施策、法	その他	改善した	取り組み中
H21	26	16	2	0	0	8	24	2	0			
H22	12	3	0	0	0	9	11	1	0			
H23	25	9	1	0	0	15	24	1	0			
H24	23	11	2	0	0	10	23	0	0			
H25	12	7	3	1	0	1	11	0	1			
H26	12	4	5	2	0	1	12	0	0			
H27	30	14	3	0	0	13	30	0	0			
H28	24	2	5	3	0	14	24	0	0			
H29	21	7	3	2	0	9	20	0	1			
合計	164	66	21	6	0	71	159	4	1			

・皆様のご意見(要望や苦情等)をお聞かせ下さい。苦情解決責任者及び受付担当者名を案内します。

【三井町所】

苦情解決責任者	施設長：谷口 広之	☎26-1661	FAX26-1751
特別養護老人ホーム	寺田 美代	26-1661	26-1751
配食サービス	川端 淳子	26-1788	26-1778
短期入所センター	池上 清隆	26-1661	26-1751
デイサービスセンター	地原 照子	26-1910	26-1778
訪問介護センター	増田 美奈子	26-1910	26-1778
居宅介護支援事務所	坂井 利文	26-1788	26-1778

社会福祉法人輪島市福祉会

【堀町】

苦情解決責任者	センター長(管理者) 尾野 雅美	☎23-4165	FAX23-4166
認知症対応型通所介護	坂本 匡	23-4165	23-4166
元 気 デ イ	栃木 翔太	23-4165	23-4166
訪 問 入 浴 介 護	西山 亮	23-4165	23-4166
居 宅 介 護 支 援	立野 早苗	23-4165	23-4166

■事故報告件数

(単位：件)

年度	区分	合計	特養	短期 入所	通所 介護	訪問 介護	訪問 入浴	居宅 支援	支援 センター	ふげ シティ
平成16年度		17	11	6	0	0	0	0	—	—
平成17年度		28	24	4	0	0	0	0	—	—
平成18年度		19	12	3	2	1	1	0	—	—
平成19年度		17	8	9	0	0	0	0	—	—
平成20年度		9	7	2	0	0	0	0	—	—
平成21年度		17	11	3	2	1	0	0	—	—
平成22年度		20	13	4	3	0	0	0	—	—
平成23年度		27	16	10	1	0	0	0	—	—
平成24年度		52	16	29	7	0	0	0	—	—
平成25年度		60	19	34	7	0	0	0	—	—
平成26年度		54	14	34	6	0	0	0	—	—
平成27年度		48	12	28	6	1	0	0	1	—
平成28年度		50	14	20	10	0	2	1	2	1
平成29年度		18	5	9	3	0	0	0	0	1
合計		436	182	195	47	3	3	1	3	3

■在宅サービスの実績

・短期入所センター

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
利用者数	7,242	7,195	7,532	7,687	7,349	7,527	7,622
送迎	1,244	1,419	1,168	1,168	1,394	1,573	1,359

・訪問介護センター

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
介護保険	303	213	217	288	302	361	402
介護予防	68	49	22	35	62	68	57
介護所・障害施設給養	—	—	—	—	—	—	50
訪問回数	5,229	2,560	2,312	4,477	6,487	8,401	8,551

・デイサービスセンター

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
利用者数	7,047	6,339	6,334	6,243	5,925	6,095	5,767
一日平均	21.23	19.21	19.37	20.27	19.11	19.72	18.79

・ふげしデイサービスセンター

年度	平成 28	平成 29				
利用者数	1,271	2,676				
一日平均	7.75	10.58				

・訪問入浴介護センター

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
延利用者数	270	190	174	161	210	187	204
介護保険	931	656	630	603	833	624	607
介護予防	0	0	0	0	0	0	0
輪島市委託	0	0	0	0	0	44	58
合計	931	656	630	603	833	668	665
備考							堀町に移転

・居宅介護支援

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
介護保険	1,127	1,026	999	900	946	1,051	1,165
介護予防	244	220	259	256	344	361	340
訪問調査	105	77	90	109	99	110	108

■地域支援

①在宅介護支援センター

平成 28 年 4 月より、専従の職員を 3 名配置し、三井町・鳳至地区の自宅で暮らしている高齢者や援護が必要となる恐れのある高齢者、その家族の方等からの相談に応じました。また、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス(介護保険を含む)が、総合的に受けられるよう市町村等関係行政機関、サービス実施機関と連携しました。

平成 29 年度は 438 件の相談に対応しました。前年度と比べ 151 件増となりました。

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		平成 29	
地区			三井・河原田	三井	鳳至	三井	鳳至
相談件数	9	6	253	266	21	291	147
				287		438	

②配食サービス

平成 25 年 5 月から開始した配食サービスの平成 29 年度は 5,342 食を配布しました。毎日(昼食・夕食)実施しておりますので、一日平均 14.64 食を配布しました。前年度と比べ 522 食増となりました。事業開始後毎年サービス提供量が増えています。

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	
輪島市指定	758	1,955	4,591	4,820	5,342	
法人独自	67	82	86	40	0	
合計	825	2,037	4,677	4,860	5,342	
営業日	335	365	366	365	365	
一日平均	2.46	5.58	12.78	13.32	14.64	

③介護予防・日常生活支援総合事業(旧通所型介護予防事業・旧介護予防普及啓発事業・旧筋力向上トレーニング事業)

社会福祉法人輪島市福祉会

- ・平成29年度より 介護予防・日常生活支援総合事業により、一般高齢者(一次予防対象者)を対象とした介護予防普及啓発事業、通所型介護予防は介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAとなり、筋力向上トレーニング事業は介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスCとなりました。
- ・通所型サービスAはふげしデイサービス(堀町)で実施し、職員は生活相談員(1人)、介護職員(1人)配置しております。通所型サービスCはあての木園デイサービス(三井町)で実施し、在宅介護支援センター職員が対応しました。(※筋力向上トレーニング事業の実施地域は河原田地区・三井地区です)

延人数

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
介護予防普及啓発	—	—	—	—	44	(三)0(堀)0	通所型サービスA 816
通所型介護予防	219	251	233	293	206	(三)260(堀)167	
法人独自の通所型	—	—	—	—	—	—	155
計	219	251	233	293	250	427	971
筋力向上トレーニング	—	—	—	—	95	268	通所型サービスC 269

④地域支援事業(法人独自事業)(健康づくり教室、懐かしのテレビドラマや映画観賞会、配食サービス、しせつの窓口、グリーンカフェ)

平成28年度からは三井町と堀町の事業所2ヶ所で健康づくり教室、懐かしのテレビドラマや映画観賞会を開催しました。平成29年度は健康づくり教室(地域の自主的な介護予防活動支援も含む)を66回開催、懐かしのテレビドラマや映画観賞会は30回開催できました。

区分	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29		
健康づくり教室	3	3	34	47	66		
懐かしの映画上映会	4	4	10	11	30		
実施回数	5	4	43	58	96		

【しせつの窓口】平成29年度活動集計

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
活動日	18	22	19	21	21	19	21	19	18	22	17	18	235
来客数	11	21	11	24	13	26	23	29	18	21	20	23	240
相談件数	2	5	4	4	1	5	3	5	4	0	4	2	39

【グリーンカフェ(認知症カフェ)】

認知症の方のその家族をはじめ認知症に関心のある方が集まり、情報交換や交流をすることで認知症と向き合うための場で、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場でもあります。平成29年度からグリーンカフェ(認知症カフェ)の開催に取り組み堀町で20回、三井町で4回実施しました。

(堀町)

No.	月・日・曜日	実施場所	実施内容	参加数	備考
1	6月15日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、交流会	10名	
2	6月29日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、転倒予防教室(理学療法士)、交流会	5名	
3	7月13日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、転倒予防教室(理学療法士)、交流会	6名	

社会福祉法人輪島市福祉会

4	7月27日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、転倒予防教室(理学療法士)、交流会	8名	
5	8月10日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、歯から健康作り(歯科衛生士)、交流会	4名	
6	8月24日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、介護保険制度説明(介護支援専門員)、交流会	4名	
7	9月14日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、鍋敷き・写真立て作り、交流会	7名	
8	9月28日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、高血圧と塩分(看護師)、交流会	6名	
9	10月12日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、サルコペニアについて(理学療法士)、交流会	10名	
10	10月26日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、ミニコンサート、交流会	9名	
11	11月09日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、防災講座(輪島消防署員)、交流会	8名	
12	11月23日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、クリスマスツリー作り、交流会	7名	
13	12月14日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、特殊詐欺被害防止講座(輪島警察署員)、交流会	9名	
14	12月28日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、正月飾り制作、交流会	3名	
15	1月11日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、高齢者の低栄養について(管理栄養士)、交流会	3名	
16	1月25日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、ボランティアとの交流、交流会	4名	
17	2月08日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、認知症予防について(介護福祉士)、交流会	13名	
18	2月22日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、パネルシアター、交流会	12名	
19	3月08日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、福祉用具の体験と説明(福祉用具専門相談員)、交流会	9名	
20	3月22日(木)	ふげしデイ地域交流研修室	健康チェック、リハビリ体操、ボランティアと交流、交流会	7名	

(三井町)

No.	月・日・曜日	実施場所	実施内容	参加者数	備考
1	12月20日(水)	三井公民館	体操・認知症の理解	15名	
2	1月17日(水)	市の坂集会所	体操・認知症の理解	17名	

3	2月21日(水)	本江集会所	体操・認知症の理解	10名	
4	3月14日(水)	内屋集会所	体操・認知症の理解	11名	

■輪島市福祉会の地域支援活動

グリーンカフェ

認知症発症者等及び家族等の介護負担を軽減するとともに、住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを目的に開催しています。

認知症発症者等及び家族等の介護負担を軽減するとともに、住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを目的に

グリーンカフェ

を開催しています。

活動内容は以下のとおりです。

- 認知症発症者等にとって、自分の役割がある活動。
- 認知症発症者等及び家族等が社会とつながることができる活動。
- 認知症発症者等及び家族等にとって、自分の悩みを知ってもらえ、かつ、それを受け入れてもらえる意識できる活動。
- 認知症カフェにおいて、認知症発症者等、家族等及び市民その他の認知症カフェの関係者が参加して話し合うことができる活動。
- 認知症発症者等、家族等、市民その他の認知症カフェの関係者が、認知症の進行を遅らせ、又は予防するプログラムに参加でき、交流できる活動。
- どんな人も自分のペースにあわせて参加できる活動。

問い合わせ先

あての本館在宅介護支援センター ☎0768-26-1788	あての本館らげしデイサービスセンター ☎0768-23-4165
三井町にて開催	あての本館らげしデイサービスセンター-別館(地域交流室)にて開催
8月22日(水)ノ草舎会館、9月19日(水)ノ草舎会館、10月17日(水)ノ草舎会館、11月21日(日)ノ草舎会館、12月18日(水)ノ草舎会館、1月16日(水)ノ草舎会館、2月20日(日)ノ草舎会館	7月26日、8月9・23日、9月13・27日、10月11・25日、11月8・22日、12月13・27日、1月10・24日、2月14・28日、3月14・28日

活動内容は以下のとおりです。

- 認知症発症者等にとって、自分の役割がある活動。
- 認知症発症者等及び家族等が社会とつながることができる活動。
- 認知症発症者等及び家族等にとって、自分の悩みを知ってもらえ、かつ、それを受け入れてもらえる意識できる活動。
- 認知症カフェにおいて、認知症発症者等、家族等及び市民その他の認知症カフェの関係者が参加して話し合うことができる活動。
- 認知症発症者等、家族等、市民その他の認知症カフェの関係者が、認知症の進行を遅らせ、又は予防するプログラムに参加でき、交流できる活動。
- どんな人も自分のペースにあわせて参加できる活動。

しせつの窓口

全国的に急速な少子高齢化による人口減少、社会環境の変化に伴い子育て・介護・医療の社会保障制度のあり方を今後どのように取り組んでいくべきかが、大きな課題として検討されております。

輪島市においては少子高齢化が顕著であり、地域住民は輪島市が存続できるかどうかまで心配している状況です。輪島市民が安心して生活が送れるように、適切に子育て関係・障害者(児)関係・介護関係等の施設の理解をしてもらうことが、地域福祉の向上につながるものと考えています。そのため『しせつの窓口』を開設しています。輪島市内にある社会福祉法人等の皆さんの協力を得て実施しております。

Since 2015

■相談窓口は、輪島市宅田町 ショッピングセンター『ファミィ』内です。
■相談時間は、午前の部 10:00~12:00、午後の部 13:30~15:30 となっております。



おかげ様で活動 3 周年

協力法人等

社会福祉法人輪島市社会福祉協議会 医療法人社団輪生会 社会福祉法人寿福祉会
社会福祉法人門前町福祉会 社会福祉法人町野町福祉会 有限会社(COM) 社会福祉法人弘和会
中島レース株式会社 公益社団法人石川県勤労者医療協会 社会福祉法人白宇会
社会福祉法人健悠福祉会 社会福祉法人佛子園 日本調剤株式会社 社会福祉法人輪島市福祉会



しせつの窓口

輪島市福祉会フェア

7月21日(土曜日)の13:00~16:00にかけて初めての、施設の地域開放を行う『輪島市福祉会フェア IN SUMMER』を開催いたしました。施設環境をできるだけ地域の方に見て頂き、施設に対する理解を深めてもらう目的で計画しました。ご来園して頂いた方、ありがとうございました。

場所：特別養護老人ホームあての木園内(会議室、喫茶コーナー、大食堂) 輪島市三井町小泉上野2番地
 内容は以下のとおりです。：

日本老年医科医学会 認定医 角 大輔 先生(角歯科医院 副院長)による健康講座 ～口と歯の健康が、私たちの健康に～
しせつの窓口：各専門職による無料相談コーナー、輪島市内の施設の紹介
福祉機器体験：福祉機器の説明や体験コーナー
ふれあい喫茶：無料で飲み物の提供
栄養補助食品：試供品の提供
施設見学：施設内の見学(居室は非公開)
法人活動のPR：しせつの窓口、グリーンカフェ、サービス紹介、求人募集
地元業者：百笑会(三井町の特産品の販売)
アトラクション：三夜踊保存会の皆さんによる三夜踊り、権現太鼓の皆さんによるお祭り太鼓

※毎年恒例の盆踊りとお祭りの夕べについては行わず、今後は『輪島市福祉会フェア』として地域との交流を図っていきます。



■自然災害【断水対応】 貯水槽 は 18 m³×2 12 m³×1 合計 48 m³の貯水可能

■2018(平成30)年1月28日(日)12時過ぎ (断水1日目)

輪島市より三井地区が断水するの連絡・・・・・断水となっている

■2018(平成30)年1月29日(月) (断水2日目)

貯水槽は減水警報

デイサービス営業停止

特養入浴中止

輪島市に給水依頼 輪島市より連絡あり 給水車が派遣されることになる

- ・非常用保存水の使用
- ・使い捨て食器の使用
- ・お尻ふき(使い捨て)、水保管用タンク、使い捨てエプロンの購入
- ・井戸水の活用検討 トイレ排水用に活用 ※飲料水には適さない

11時30分 給水車到着 3tの浄水補給 ×7回=21tの補給

貯水槽減水警報あり

■2018(平成30)年1月30日(火) (断水3日目)

9時45分から給水 自衛隊給水車 5t×3回=15t 金沢市企業局 3t×1回=3t

午前中に18tの給水あり

デイサービス営業停止 明日からの再開準備

昼食より、通常調理業務をお願いする。(スチームコンベクション、食器洗浄機の使用)

特別養護老人ホーム午後より入浴開始、洗濯開始

午後より5t×3回=15t 給水

合計 33tの給水

■2018(平成30)年1月31日(水) (断水4日目)

9時20分から給水

ショートステイ利用者入浴(午前中)

デイサービス営業再開(入浴は実施せず)

午前中に15t給水される ※自衛隊給水車

午後より特別養護老人ホーム入浴

午後より15t給水される ※自衛隊給水車

午後5時 貯水槽満水の表示

食事は通常通りの業務

合計 30t 給水

■2018(平成30)年2月1日(木) (断水5日目)

9時20分より給水

ショートステイ利用者入浴(午前中)

デイサービス利用者入浴(午前中)

午前中に23t給水 ※自衛隊給水車

午後に20t給水 ※自衛隊給水車

午後に貯水槽満水の警報

午後より特養入居者入浴



調理は通常通りの業務

合計 43t の給水

■2018(平成30)年2月2日(金) (断水6日目)

9時40分過ぎ 給水車による給水、通常の業務で対応

15時40分過ぎ 貯水槽満水となり給水中止

※輪島市に対し明日朝一番(午前9時20分過ぎに給水を依頼する)

■2018(平成30)年2月3日(土) (断水7日目)

9時15分過ぎ 給水車による給水 ※(福井市、白山市、四日市市)通常業務で対応

上下水道課職員 給水バルブを閉める

(通水に備えてエア抜き、汚れた上水が貯水槽に混じるのを防ぐため)

午前中に約20t 給水

午後2時 上水道のバルブを開け、通水する

午後からの給水車はなし

貯水槽は満水の状態になる・・・一晩様子を見る

※応援給水車は本日を持って終了

■2018(平成30)年2月4日(日) 給水可能となる

午前8時30分 貯水槽の水位確認 満水の状態になっている 上水の補給確認

午前9時00分 輪島市上下水道課に通水確認の電話連絡

関係機関に通水の報告(文書にてFAX送信)

- ・石川県社会福祉協議会(石川県老人福祉施設協議会・石川県デイサービスセンター協議会事務局)
- ・石川県老人福祉施設協議会会員(輪島地区)
あかかみ、ゆきわりそう、福祉の杜、みやび、ふるさと能登
- ・輪島市健康推進課
- ・石川県健康福祉部長寿社会課施設サービスグループ
- ・理事長

11時15分 輪島市上下水道課職員 水圧の確認に来る

断水による支援物資

株式会社コムラ	6本入り2ℓペットボトル	1箱	
石川テレビ放送株式会社	6本入り2ℓペットボトル	5箱	
石川コンピュータ・センター	6本入り2ℓペットボトル	2箱	
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	6本入り2ℓペットボトル	10箱	
石川医療器株式会社	6本入り2ℓペットボトル	25箱	
明祥株式会社	6本入り2ℓペットボトル	1箱	
ダスキン飯田支店	6本入り2ℓペットボトル	10箱	合計 54箱



白山市給水車の皆さん



四日市市給水車の皆さん



福井市給水車の皆さん



ありがとう
ございました

■自然災害（台風対応／台風21号の影響）

建物の被害状況

- 三井町 なし
 堀町 屋根の鋼板が剥がれる
 修理費用(見込) ¥16,000.-

屋外の被害

- 三井町 桜の木 1本倒木
 堀町 なし

営業時間の変更

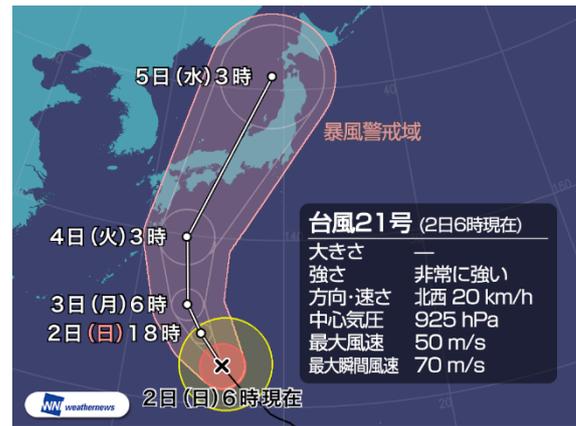
- 三井町 デイサービスセンター(30分の時間短縮)
 堀町 認知症対応型デイ(2時間の時間短縮)

避難者の受入れ

自主避難された世帯の要介護3の利用者(男性)が緊急に短期入所を利用されました。(利用期間 4日～5日 の1泊2日)

その他

- 三井町 崖の一部崩落
 以下写真参照



あての木園



■自然災害に対応することは今後の大きな課題となります。事業継続を行うためにも計画の見直し、適切な訓練等に取り組んでいきたいと思えます。

福祉避難所の確保・運営 ガイドライン 平成28年4月 内閣府(防災担当)より

1.1.1 福祉避難所とは

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されている。「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

内閣府令で定める基準は、次の通り(災害対策基本法施行規則第1条の9)。

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

1.1.2 要配慮者とは

福祉避難所の対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになる。要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されている。よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を対象として備えておく必要がある。「その他特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定される。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要がある。

1.1.3 福祉避難所の利用の対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。（出典：災害救助法 運用と実務 第一法規 平成26年304頁）

上記を原則としつつも、地域や被災者の被災状況に応じて、さらに避難生活中の状態等の変化に留意し、必要に応じて適切に対処する必要がある。なお、災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等が考えられる。

■特別養護老人ホームあての木園も福祉避難所として開設することになっております。

■自己研鑽・・・自己学習・研究を通じながら資質向上に努めています

介護保険施設と市立輪島病院との連携会議

市立輪島病院にて、輪島市内近隣の介護保険施設の医師及び管理者、専門職と市立輪島病院の院長・副院長・医師・看護師長・地域医療連携室・事務部長・事務次長・輪島市地域包括支援センター・輪島市長寿支援室の45名の皆さんが一堂に会し、施設と病院の連携について話し合いました。

介護保険施設からは、嘱託医不在の場合の対応についてのアドバイス、病院からは要介護認定有効期間の確認についての依頼がありました。また、全体で介護医療院について恵寿嶋ヶ丘より説明を受けました。参考として介護保険施設の役割の一覧についてご紹介します。

施設名	恵寿嶋ヶ丘	百寿苑	あての木園 あかかみ	ゆきわりそう みやび	福祉の杜	第2ゆきわりそう 輪島荘
区分	介護医療院	老人保健施設	従来型特養 (広域型)	ユニット型特養	地域密着型特養	ユニット型地域密着型特養
概要(1)	要介護者の長期療養・生活施設	要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設			
			入所定員が31人以上で従来型個室・多床室	入所定員が31人以上でユニット型(共同スペースと個室)	入所定員が29人以上で多床室	入所定員が29人以上でユニット型(共同スペースと個室)
設置根拠	介護保険法		老人福祉法			

自主研修会の開催（わじまケアネット連絡協議会「市民フォーラム」）

輪島市では5人に2人が高齢者、5世帯に1世帯は高齢者の一人暮らしとなっており、年々増加傾向であります。人口は毎年減少しており、平成27年をピークとして、高齢者数及び要介護認定者数は減少傾向にあります。年少及び生産年齢人口も減少しております。能登北部では人口減少と年少及

び、生産年齢人口の減少が大きな課題となっています。



わじまケアネット連絡協議会の目的は安心して住み続けられ輪島市を目指すため、輪島市内にある介護・医療等の関係機関が平成22年度から自主的にネットワークの構築を図るため組織されました。その目的は継続的・包括的な福祉・介護・医療サービスが提供できることを実現することです。輪島市全体の医療と介護が協働できる組織を目指しています。

協議会の組織は施設部会、ケアマネ部会、地域密着部会、訪問部会、通所部会、地域医療部会の6部会で活動をおこなっています。

具体的な4つの取組として、「組織づくりと組織の見直し」、「事例検討や研究」、「啓発活動」、「新しい支援体制の提案」について取り組んでおります。

今も誤解が続く医師法 20 条(あての木園谷口・長尾先生の HP より抜粋)

■多死社会が進むなか、在宅や施設での看取りの推進が謳われている。これまで看取りの法律について講義する機会がたくさんあった。看護職や介護職、一般市民は比較的容易に理解してもらえる。しかし、病院の医師にはなかなか理解してもらえず、何日も要したことがある。なぜ医師は医師法 20 条を理解できないのか。その理由について考えてみたい。

■我が国において看取りは、1948年に施行された医師法 20 条に基づいて行われている。これは、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」という内容だ。■死ぬ時に医者が居なくてもいい。死後でも診れば死亡診断書を書けますよとは、まさに在宅看取りを想定した法律に思える。■医師法 20 条には次のような「但し書き」が付いている。

「但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」。これは条件を満たせば例外的に死後に診察をしなくても死亡診断書を発行できる、という意味である。「診察せずに死亡診断書を書くこと」を禁じる一方、「最後の診察後 24 時間以内の死亡には診察をしなくてもよい」という例外規定を設けている。もちろん都市部においてはこの「但し書き」を適用することはないだろう。いずれにせよ「死亡診断をしなくても書いてもいい」という趣旨を初めて聞く医師は、到底信じられないようだ。■一方、医師法 21 条は異状死体を見たら 24 時間以内に警察に届けなさい、という法律である。医師法 20 条に出る 24 時間と 21 条に出る 24 時間はまったく違う意味であるが、24 時間という数字が共通するために混同されてきた。■つまり、「診察後 24 時間以上経過したら死亡診断書を書けない。だから警察に届けなければいけない」という誤った解釈を、今でも都市伝説のように信じている医師がいる。医師法 20 条は、その「但し書き」が存在するために、施行直後から現在に至るまで医療現場に多くの混乱をもたらしてきた。主治医の不在時に患者が自宅や介護施設で亡くなり、死亡確認ができないと判断され「異状死体」として誤って扱われ、警察が無用に介入するケースがあちこちで散見される。

看取り指針の見直し

看取り介護の実践に取組み日々指針の見直しに取り組んでおります。9月より看取りに関する指針の見直しを行いましたので、ご案内します。

主に見直した点は「看取り期の判断」です。(参考文献 特別養護老人ホームにおける看取り介護ガイドライン ～特別養護老人ホームにおける施設サービス質確保に関する検討報告書～別冊 株式会社三菱総合研究所より)

●看取り介護は、日常的ケアの延長であるため、特に「いつから看取り介護にはいるのか」という区切りをつけるということではありません。むしろ日常的ケアの中で、死に向かっているという利用者自身の発している「サイン」をも逃すことなくキャッチし、入所者や家族が後悔することにならないよう、安らかに過ごせるような支援を目指します。

「老衰」の場合、少しずつ身体機能が低下し、生命力が低下していく経過をたどります。発熱等の特別な理由がないにも係らず、経口摂取できる量が少なくなり、それに伴う体重減少がみられる場合が多いと考えられます。そのような体重減少やバイタルサイン、皮膚状態なども含めた全身状態の観察を通じて、看取り期であることを予見できることが多いと考えられます。その時期は人によっては死の半年～1年前頃の場合もあります。このような比較的長いスパンで看取りを捉えると、その間に身体状態が悪化したり、改善したりを繰り返す場合もあります。

本人、家族にとって後悔が少なく過ごせるようにするために、「看取り期」をどのような時期として捉えるかは、施設のケアそのものに係ってくると考えられますが、長いスパンで捉え（死の半年～1年前位）、生命力の低下に気づいた時点から徐々に看取り介護へと移行する場合もあると考えられます。早い時期から最期の時点を見極めて、ゆっくりと関わることができれば、家族にとって心の準備ができ、残された時間を大切にすることができます。

また、一度、看取り期に入ったことを家族に話したとしても、手厚いケアによって状態が一旦改善し、また小康状態と悪化を繰り返しながら、長期的には低下に向かうケースもあります。またこのような場合でも、家族はその経過を見守ることで、少しずつ最期の時間をどのように過ごすかを考えることができると考えられます。症状の変化に一喜一憂することを避け、また家族の心理的負担も理解したかわりが必要となります。

以上のことにより看取り期の判断は、全身状態を観察しながら早い時期からのご案内になります。私たちは、本人及び家族が後悔することなく安らかに過ごせるように支援をしていきます。

いしかわ介護フェスタ「介護技能グランプリ」に参加し、技能賞を受賞

食事部門最優秀賞 金沢市 社会福祉法人 陽風園 特別養護老人ホーム第二万陽苑 小島 一樹
 入浴部門最優秀賞 金沢市 社会福祉法人 陽風園 特別養護老人ホーム万陽苑清風館 浅 千秋
 排泄部門最優秀賞 七尾市 社会福祉法人 石龍会 特別養護老人ホームのとじま悠々ホーム 島崎 翔太
 技能賞(適切なコミュニケーション)輪島市 社会福祉法人輪島市福祉会 特別養護老人ホームあての木園 岸野 めぐみ

技能賞(尊厳の保持)野々市市 医療法人社団仁智会 軽費老人ホーム金沢南ケアハウス 田辺 拓也
 技能賞(安全の確保)金沢市 特定医療法人 十全会 介護老人保健施設 ピカソ 荒井 祐美
 技能賞(自立に向けての支援)白山市 社会福祉法人 福寿会 特別養護老人ホーム福寿園 中川 美沙
 今後も努力の積み重ねをしていきたいと思いをします。

時期介護報酬改定のための調査研究協力

全国老人福祉施設協議会で次期介護報酬改定のための基礎調査に特別養護老人ホームが協力することになりました。調査期間は平成30年10月15日から10月18日の4日間で、介護職員の24時間の業務内容のタイムスタディ、看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士及び栄養士・介護支援専門員・歯科衛生士・事務員・施設長の業務内容のタイムスタディの調査に協力しました。全国の10施設で行われるそうです。今後も様々な調査研究に協力をしてきたいと考えております。

退所に関する調査

特別養護老人ホームあての木園を退所された227名について、退所された時の最終体重のデータを集計しました。この調査の目的は、退所された方の体重や要介護認定区分の割合を確認するためです。

区分 体重区分	総合計		男性の場合		女性の場合	
	対象者数	割合	対象者数	割合	対象者数	割合
70 kg以上	3	1.322%	2	3.774%	1	0.575%
60 kg以上 70 kg未満	3	1.322%	2	3.774%	1	0.575%
50 kg以上 60 kg未満	21	9.251%	10	18.868%	11	6.322%
40 kg以上 50 kg未満	68	29.956%	26	49.057%	42	24.138%
30 kg以上 40 kg未満	109	48.018%	13	24.528%	96	55.172%
20 kg以上 30 kg未満	23	10.132%	0	0.000%	23	13.218%
合計	227		53		174	

退所された方で、男性では体重 **40kg以上50kg未満**の方が最も多く、女性では **30kg以上40kg未満**の方が最も多かったです。また、男女とも体重60kg以上の方で退所する方は大変少ない（全体で2.643%）ことがわかりました。男性の場合は体重が60kg未満になった場合、女性の場合は50kg未満になった場合から退所する可能性が高くなる結果となりました。

また、要介護度区分では要介護5の方が一番多く、次に要介護4の方が退所されております。

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
退所された 方の要介護 度区分	要介護1	1	0	0	0	1	1	1	2
	要介護2	0	0	0	0	2	2	2	1
	要介護3	0	3	3	0	2	2	2	2
	要介護4	7	11	11	6	8	7	8	12
	要介護5	11	21	20	12	21	19	21	19
	合計	19	35	34	18	34	31	34	36

要介護4以上で、体重が **50kg未満**になると退所となる可能性が高くなると判断されます。

■お知らせ

ご相談下さい(特例入居について)

■ **要介護1**又は**2**の要介護者であっても、特別養護老人ホームに入居できます。条件は認知症及び知的障害・精神障害等、深刻な虐待、家族等による支援が期待できない等です。そのような方がいる場合ご相談下さい。

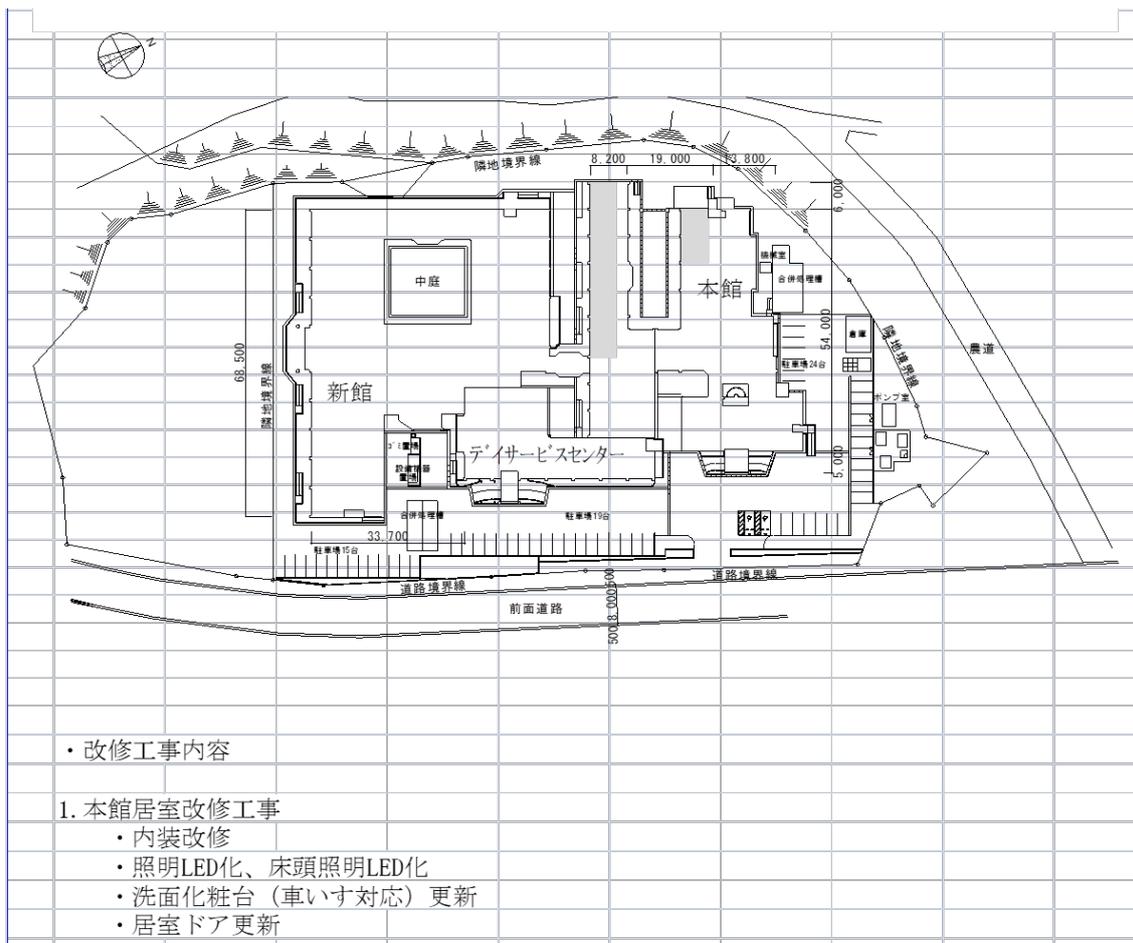
■ 特例的な施設への入居(以下「特例入居」という。)が認められる方とは

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

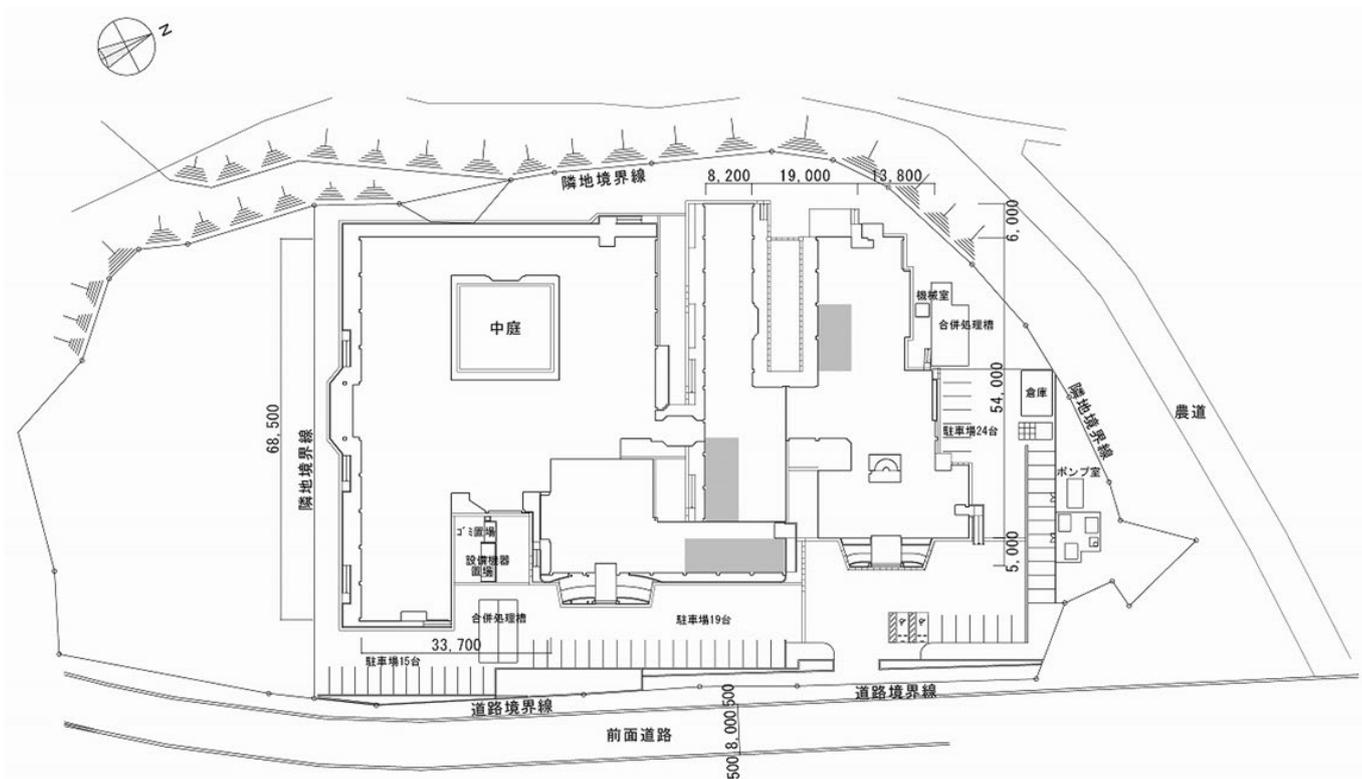
「石川県指定介護老人福祉施設入居指針より」

要介護1又2の方の在宅介護が大変困難な場合は、担当のケアマネージャー又は地域包括支援センター、特別養護老人ホームあての木園に直接ご相談ください。

第7期 あての木園改修工事の概要 (平成29年度)



第8期 あての木園改修工事の概要 (平成30年度)



平成29年～平成30年にかけて昭和61年建設の居室をすべて改修しました。

居室改修後

【4人居室】

- 床の張替え、壁の張替え
- 床頭台の照明をLEDに更新
- 床頭台に掲示板の取り付け
- 居室照明LEDに更新
- 居室扉の更新



居室内洗面台の更新及び場所の移設（洗面台を廊下側に移設）

【2人居室】

- 床の張替え、壁の張替え
- 床頭台の照明をLEDに更新
- 床頭台に掲示板の取り付け
- 居室照明LEDに更新
- 車いすガードの取り付け



【2人居室】

- 居室扉の更新
- 居室内洗面台の更新及び場所の移設（洗面台を廊下側に移設）

訪問入浴介護サービスのご案内

住所：〒928-0062 輪島市堀町9字25番地

事業所名 あての木園訪問入浴介護センター

☎ (0768) 23-4165



サービス実施にあたり

●畳2畳分くらいのスペースがあれば、専用浴槽で入浴が可能です。●家の前まで車が入れなくても、状況に合わせて、ご自宅のお風呂のお湯を使用させていただき、ホースを伸ばして、機材をセットすれば可能です。

確認したい点について

- ①利用者の身体状況の把握
- ②自宅の確認（寝室や専用浴槽を配置する部屋等）
- ③希望日や入浴回数の打合せ
- ④入浴についての要望 など

サービスの概要

【健康状態の確認】 血圧測定、脈拍測定、体温測定

【更衣の介助】 衣服の着脱介助、おむつ着脱の介助

【洗髪の介助】 洗髪の介助、洗面の介助

【入浴や洗身の介助】 浴槽やベッドなどへの移動や洗身の介助

【疾患等の処置】 主治医が指示する処置

【その他の介護】 耳掃除、整髪、部分浴、清拭、その他入浴に関する介護

入浴サービスの流れ

- ①訪問（看護職員と介護職員の3人がご家庭に訪問します。）
- ②健康チェック（看護職員が健康のチェックを行います。）
- ③入浴（専用の浴槽にて、洗髪・洗体いたします。）
- ④上がり湯（上がり湯を行い、ベッドに戻り着衣していただきます。）
- ⑤入浴後の健康チェック（看護職員が入浴による体調の変化がないか確認します。）

サービス利用に関する留意事項

(1) 利用される方の様子について：前回の利用日から利用日当日の間に、体調や状況等について特に変わったことがありましたらすぐに申し出下さい。

(2) 光熱水費：利用者の住まいでサービスを提供するため、使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担となります。

(3) 用意してほしいもの：○着替え、シーツ類（必要に応じて） ○医師の指示による処置に係る医薬品等

訪問入浴介護とは・・・

家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

- 営業日： 月曜日～金曜日
- 営業時間： 午前8時30分～午後5時30分
- 通常の事業実施地域：旧輪島市内(河井・鳳至・鶴巣・大屋・西保・河原田・三井・南志見・町野)
- 苦情受付：責任者：センター長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

□ 訪問入浴介護費

1. 通常入浴の場合（看護職員1名と介護職員2名）の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	サービス利用料金	備考
①基本料金	12,500 円/回	※介護職員 3 人が行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,851 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	14,375 円/回	

2. 清拭又は部分浴の訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	サービス利用料金	備考
①基本料金	8,750 円/回	※基本料金の 70%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,312 円/回	基本料金の 15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	10,062 円/回	

3. その他の加算による訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算（訪問入浴介護費）	サービス利用料金
サービス提供体制強化加算	360 円/回
介護職員処遇改善加算(I)	5.8%の加算/1ヶ月(平成33年3月31日まで)

介護予防訪問入浴介護とは・・・

家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

- 営業日： 月曜日～金曜日
- 営業日：午前8時30分～午後5時30分
- 通常の事業実施地域：旧輪島市内(河井・鳳至・鶴巣・大屋・西保・河原田・三井・南志見・町野)
- 苦情受付：責任者：センター長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

□ 介護予防訪問入浴介護費

1. 通常入浴の場合（看護職員1名と介護職員1名）の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	サービス利用料金	備考
①基本料金	8,450円/回	※介護職員2人で行った場合×95%
②特別地域訪問入浴介護加算	1,267円/回	基本料金の15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	9,717円/回	

2. 清拭又は部分浴の介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

項目	サービス利用料金	備考
①基本料金	5,915円/回	※基本料金の70%
②特別地域訪問入浴介護加算	887円/回	基本料金の15%※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。
合計＝①＋②	6,802円/回	

3. その他の加算による介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■その他の加算（介護予防訪問入浴介護費）	サービス利用料金
サービス提供体制強化加算	360円/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.8%の加算/1ヶ月(平成33年3月31日まで)

□ 在宅身体障害者等訪問入浴サービス（輪島市委託事業）



自力で入浴が困難な身体障害のある方で、さまざまな理由で外出が難しく、家庭の風呂を使つての入浴が困難な方のためにご家庭を訪問し、入浴の提供を行うサービスです。

居宅介護支援事務所のご案内

居宅介護支援とは・・・ **自宅で自立した生活をするためのプランの作成やサービス調整**

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそつてケアプランを作成し、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行います。

事業所	あての木園居宅介護支援事務所	あての木園ふげし居宅介護支援事務所
事業所住所	石川県輪島市三井町小泉上野2番地	石川県輪島市堀町9字25番地
電話番号	☎(0768)26-1788	☎(0768)23-4165
通常の事業実施	河原田、三井	河井、鳳至、鶴巣、大屋、西保
営業日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
定休日	日曜日	土～日曜日
営業時間	8時30分～17時30分	
苦情受付責任者	管理者：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします	

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

事業所及び職員は、居宅介護支援提供の開始に際して、居宅介護支援利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他居宅サービス等の選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

2. 事業所は、居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援の利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう努めることができることや居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができること等を居宅介護支援の利用者及びその家族等に懇切丁寧に説明を行い、文書による居宅介護支援の利用者の同意を得た上で居宅サービス計画の作成の開始にあたります。

3. 事業所は、居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援の利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、利用者を担当する職員の氏名及び連絡先を入院する病院又は診療所に伝えるようお願いします。

(居宅介護支援の内容と提供方法等)

居宅介護支援の内容は次のとおりです。

- 一. 居宅サービス計画の作成に関する業務及び要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- 二. 相談及びサービス担当者会議等を行う場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- 三. 居宅サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- 四. 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など利用者の居宅を訪問し居宅介護支援に必要な解決すべき課題を把握します。
- 五. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。
- 六. 居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- 七. 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業所等の担当者に交付します。また、医療サービスの利用を利用する場合は主治医の医師等にも交付します。
- 八. 居宅サービス計画の作成後においても、指定居宅サービス事業所等の担当者との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握し、少なくとも月1回は利用者の居宅で面接を行い、その結果を記録します。
- 九. サービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者を召集し会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- 十. 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。また、介護保険施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助を行います。

(サービスの取り扱い方針)

事業所及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮した支援を行います。また、利用者の自立した日常生活の支援を効果的

に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように支援します。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

3. 事業所及び職員が居宅介護支援を提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

4. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たって、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。

5. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たっての居宅サービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

6. 事業所及び職員は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。4. 事業所及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たっての居宅サービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

輪島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC（筋力向上トレーニング事業）

実施施設：〒929-2378 輪島市三井町小泉上野2番地 あての木園デイサービス内

☎ (0768) 26-1910

高齢者向けトレーニング機器を整備し、実施しています。

プログラムの実施期間：おおむね3 トレーニングを実施します。実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定します。

費用負担：スポーツ保険加入分(1年間 営業日：月・木曜日 午前中 利用金：200円 1回あたり

■希望する方は自宅からセンターまで送迎いたします。

輪島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA（元気デイ）

実施施設：〒928-0062 輪島市堀町9字25番地 あての木園ふげしデイサービス内

☎ (0768) 23-4165

営業日：月曜日～金曜日

利用料：1回あたり1,000円(※食事提供含む)

機能訓練等各プログラムを実施し、在宅生活の継続を支援します。65歳以上の方で、一次予防事業対象者及び二次予防事業対象者と輪島市が認めた方が利用できます。

送迎 専用車両等で送迎します。

健康チェック 健康チェックを行い、健康管理を行います。

入浴 入浴動作訓練のため家庭浴槽での入浴を提供します。

昼食 季節に合わせた食事を提供します。

日常生活動作訓練 日常生活動作が維持できる訓練を行います。

交流 孤立感の解消を図り、社会的交流を図ります。

第10回介護作文・フォトコンテストに入賞 主催 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

「あての木園ふげしデイサービスセンター」が応募した写真が第10回介護作文・フォトコンテストのフォト部門において、入賞しました。

平成29年12月5日、「Cheers! 誰かがあなたを応援している」をテーマに、喜び、感謝、命の尊さ、やりがいなど、介護に携わるすべての人へ向けたメッセージが伝わる717作品の応募の中から、作文部門9作品、フォト部門23作品が受賞、表彰を受けました。



君といつまでも

「こうして、桜を見るなんて久しぶりやなあ〜。」
「ほうやねえ〜。え〜、二人で写真？撮らんでいいわいな〜。」
パチリ！これからも二人仲良く、お元気でいてくださいね。

石川県
あてのき園ふげしデイサービスセンター
岩下 佐智子 さん

『輪島市福祉会フェア in Autumn』のご案内

日時：平成30年11月17日（土曜日） 12：30～15：30

場所：特別養護老人ホームあての木園内

入場無料 どなたでも

- 百笑の会の皆さんによる販売コーナー
- ふれあい喫茶コーナー（無料）
- 介護、医療、口腔、食事、介護保険制度、介護サービスに関することなど相談コーナー
- 福祉機器の体験
- 施設内見学
- アトラクション（13：30～14：30）

雪月花歌劇団 雪組 の皆さんによる公演会、手島雄大（歌手）さんの歌謡ショー



善意のご寄付者、ご寄贈者

- 石川医療器株式会社 様 ●宮下 隆司 様 ●箬匠倶楽部 様 ●谷内 一美 様
- 閨崎 憲一 様 ●義政 利夫 様 ●あすなろ会 様 ●輪島市立三井小学校 様
- 尾家 幸夫 様 ●中谷 良雄 様 ●JAおおぞら 女性組織協議会 様 ●平 幸子 様
- 社会福祉法人北國新聞厚生文化事業団 様 ●真宗大谷派能登教区第七組 様 ●旭岡 琢也 様
- 株式会社コムラ 様 ●石川テレビ放送株式会社 様 ●株式会社石川コンピュータ・センター 様
- 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 様 ●明祥株式会社 様 ●ダスキン飯田店 様
- 北間 百合子 様 ●独立行政法人労働者健康安全機構 様 ●橋本 捷美 様 ●林 孝子 様

社会福祉法人輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1661 FAX(0768)26-1751 メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

HP アドレス：<http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

輪島市福祉会の主な事業 ■輪島市三井町(特別養護老人ホーム/短期入所センター/デイサービスセンター/訪問介護センター/居宅介護支援事務所/在宅介護支援センター/配食サービス/通所型サービスC) ■輪島市堀町(認知症対応型通所介護/訪問入浴介護センター/居宅介護支援事務所/通所型サービスA) ■輪島市福祉会自主事業(健康づくり教室、懐かしの映画上映会、除雪応援隊、グリーンカフェ、しせつの窓口)